

認定こども園に関する留意点について

※既に公布通知(平成24年8月)等において明らかにしている事項について再度周知するもの。

平成25年2月15日

1. 幼保連携型認定こども園の法的位置づけについて(公布通知P. 14)

- 幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法とは別に認定こども園法を根拠とし、学校教育と保育双方の水準を保障する規定を整備している。(このため、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正していない。)
- 幼保連携型認定こども園の学校としての法的な位置づけについては、
 - ① 認定こども園法で、幼保連携型認定こども園が教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」であることを明らかにするとともに、
 - ② 法体系全体を通じて、幼稚園と同等の法的位置づけとなるよう、多種多様な法令で設けられている「学校」に係る規制や特例等についても幼保連携型認定こども園には適用することによって担保されている。
- なお、児童福祉施設としての位置付けについては、児童福祉施設の定義規定(児童福祉法第7条第1項)を改正し、幼保連携型認定こども園を追加している。

●認定こども園法(改正後)

第二条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校(第九条において単に「学校」という。)において行われる教育をいう。

(教育及び保育の目標)

第九条 幼保連携型認定こども園においては、第二条第七項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。次条第二項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

一～六 (略)

●児童福祉法

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

3 幼保連携型認定こども園

(1) 施設の定義(第2条関係)

幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子ども(小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。)に対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこととしたこと。(第2条第7項関係)

なお、幼保連携型認定こども園は、学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有するため、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定の多くが適用できないことから、学校教育法の適用される「学校」の範囲を定める学校教育法第1条は改正せず、改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下単に「認定こども園法」という。)において教育基本法第6条に基づく「法律に定める学校」である旨明らかにしている。

(参考)新たな幼保連携型認定こども園の「学校」としての位置付け

教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

学校教育法に定めるもの

幼稚園	中等教育学校
小学校	特別支援学校
中学校	大学
高等学校	高等専門学校

学校教育を提供

学校

認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育を提供

**学校・児童福祉施設
両方の性格**

2. 幼保連携型認定こども園の入園資格等(公布通知P. 15)

- 幼保連携型認定こども園に入園することができる子どもは、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとされている。(認定こども園法第11条)
 - しかし、実際に受け入れる子どもの範囲は、認定こども園法11条に定める範囲内において、設置者の判断により設定することが可能であり、例えば、満3歳以上児のみ、あるいは満4歳以上児のみを受け入れる認定こども園も認められる。(現行の認定こども園と取扱いを変えるものではない。)
- ※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園も同様。
- また、満3歳以上の子どもの受け入れは必須であるが、保育を必要とする子どもに学校教育を提供することで施設の目的を達成できるため、必ずしも保育を必要としない子どもの定員を設ける必要はない。(現行の幼保連携型認定こども園は幼稚園在籍児の定員は必須)

●認定こども園法(改正後)

(入園資格)

第十一条 幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとする。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

③入園資格(第11条関係)

幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとしたこと。

なお、個々の幼保連携型認定こども園において具体的に受け入れる子どもの範囲については、本条の定める入園資格の範囲内において設置者の判断により設定することが可能であること。

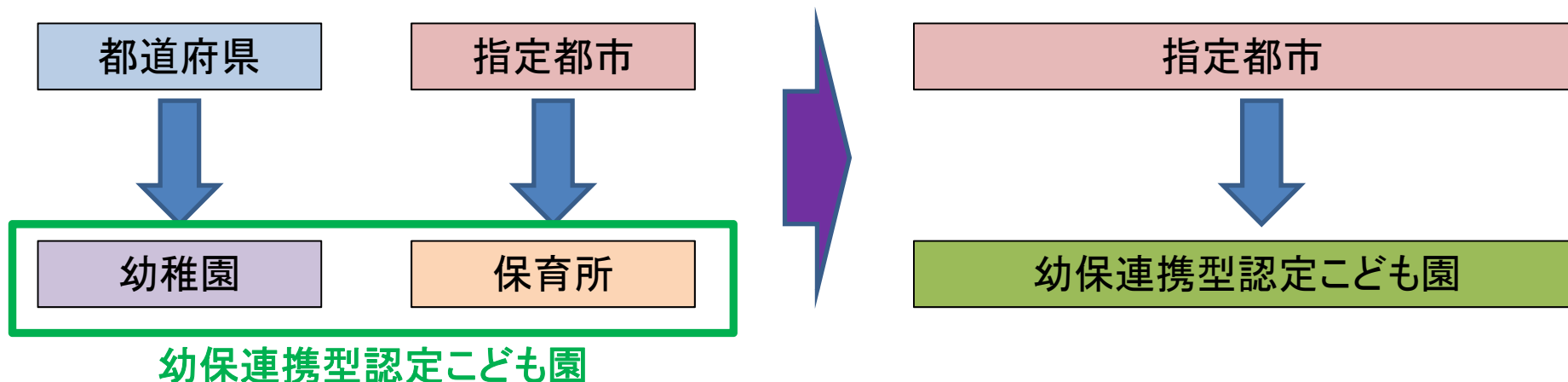
3. 大都市への所管の移行(公布通知P. 15～など)

- 新たな幼保連携型認定こども園の認可・指導監督等の主体は都道府県又は指定都市、中核市とされている(現行の保育所と同様)。一方で、幼稚園の認可・指導監督等の主体は都道府県のみである。
- 現在、指定都市・中核市に存在している幼保連携型認定こども園について、幼稚園部分は現在都道府県が指導監督等を行っているが、今後は幼保連携型認定こども園全体について、指定都市・中核市が指導監督等の主体となる。(新制度施行後、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した場合も同様)
- この場合、現在都道府県が有している当該幼稚園に関する書類等を含め、指定都市・中核市への事務の引き継ぎが円滑に行われる必要がある。

※指定都市に存在する私立の幼保連携型認定こども園の場合

(現行)

(新制度)



4. 教育委員会の関与(公布通知P. 33～34など)

- 現在、公立幼稚園に関する事務についてはすべて教育委員会の所管である一方、新たな公立幼保連携型認定こども園については地方公共団体の長(以下、「首長」という。)の所管を原則とする他、その事務に関して、以下の規定が整備されている。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正)
- ・地方公共団体の長は、教育課程など教育委員会の権限に密接に関連するものとして地方公共団体の規則で定めるものの実施にあたっては、教育委員会の意見を聴かなければならない
 - ・教育委員会は、必要と認めるときは、地方公共団体の長に対して意見を述べることができる
 - ・教育委員会は、地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる
 - ・地方公共団体の長は、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる
 - ・教育委員会に置かれる指導主事の職務内容として、幼保連携型認定こども園の専門的事項を規定
- このように、新制度では同じ年齢の幼児を対象とする公立幼稚園と公立幼保連携型認定こども園で所管する部局が異なることとなる。(また、高校以下の公立学校の中で、幼保連携型認定こども園のみ首長部局所管となる。)
- このような中、従来公立幼稚園に対して行ってきた教育委員会による指導等について、引き続き幼児教育の質を確保する観点から、幼保連携型認定こども園に対しても担保することが必要であり、各地方公共団体の長におかれては、教育委員会が有する学校教育に関する専門的知見を活用し、幼保連携型認定こども園における学校教育の質の向上に努めていただきたい。
- その一環として、今後、各地方公共団体において、「幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するもの」として教育委員会の意見を聴かなければならない事項を規則で定めて頂く必要がある。

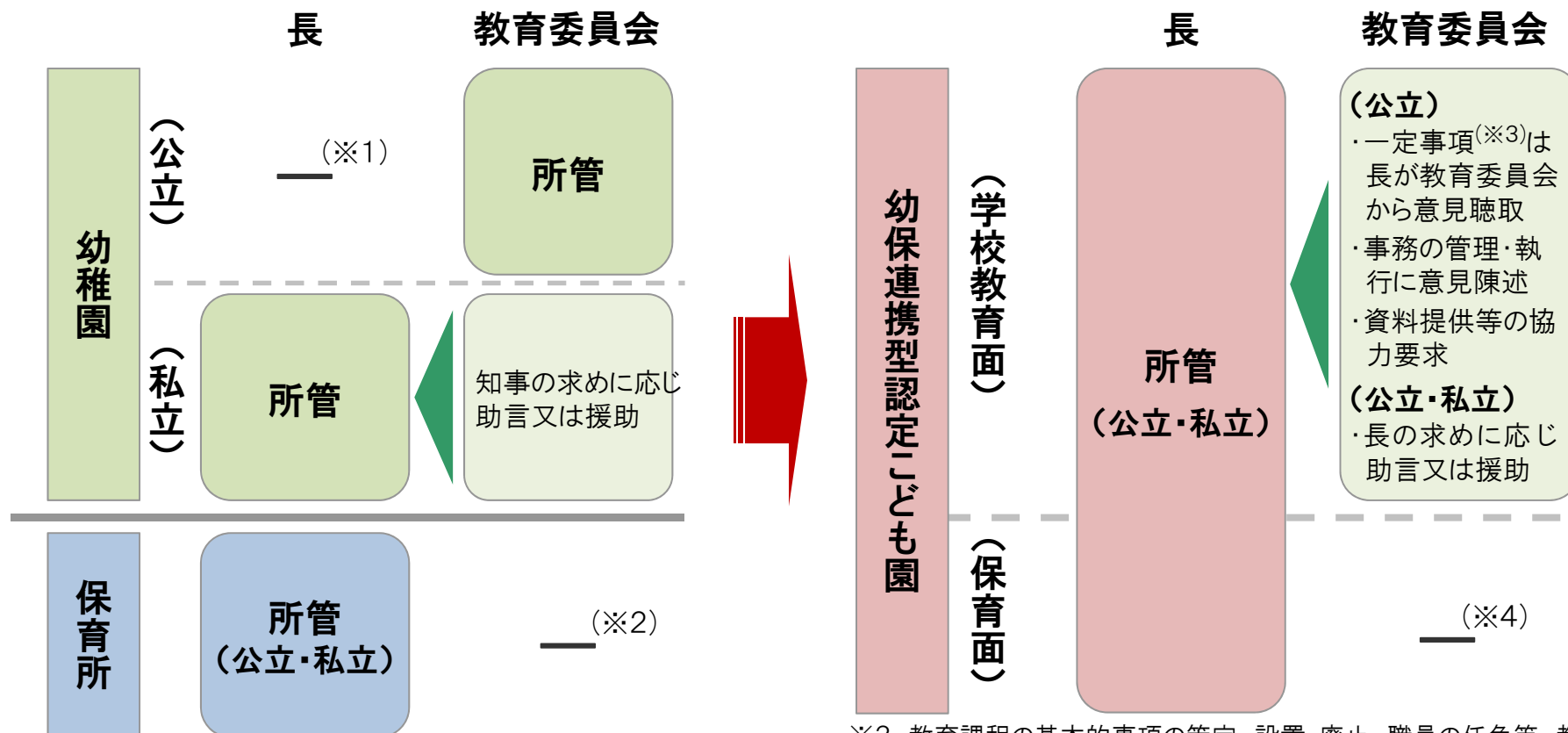
※例えば、教育委員会の意見を聴かなければならない場合として、以下のケースが考えられる。

例1) 保育所も含めた小学校就学前の教育・保育の総合計画を策定するような場合は、「幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的な事項の策定」に該当し、教育委員会が積極的に関与する必要がある。

例2) 近接している小学校の校長が園長として兼務発令されている幼稚園、同一敷地内に隣接して小学校に併設されている幼稚園などもあり、こうした幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行し、所管が教育委員会から首長に移った場合でも、引き続き教育委員会が積極的に関与する必要がある。

(参考)地方公共団体の長と教育委員会の関係

- 幼保連携型認定こども園は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、地方公共団体を統轄する(地方自治法第147条)立場にある「地方公共団体の長」が設置認可、指導監督等を一体的に所管する。
※ 教育委員会に幼保連携型認定こども園に関する事務を委任し、又は補助執行させることも可能(地方自治法第180条の2)。
- その上で、「地方公共団体の教育委員会」も一定の関与を行うことが求められ(地方教育行政法^(※))、幼稚園教育との整合性や小学校教育との円滑な接続をはじめ、質の高い学校教育の提供を地方公共団体として確保する仕組み。法令上の関与はもとより、長と教育委員会の適切な連携が重要。
※ 関与を求められた教育委員会に置かれる指導主事の職務として、幼保連携型認定こども園の専門的事項の指導も含まれる。



※1 教育委員会から長への委任・補助執行は事務の一部に限られる(地方自治法第180条の7)

※2 長から教育委員会への委任・補助執行は可能(児童福祉法第32条)

※3 教育課程の基本的事項の策定、設置・廃止、職員の任免等、教育委員会と密接に関連する事項について、地域の実情や事務負担等にも配慮して「地方公共団体の規則」で定める。

※4 長から教育委員会への委任・補助執行は可能

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正後)

(指導主事その他の職員)

第十九条

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

(長の職務権限)

第二十四条 地方公共団体の長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

二 幼保連携型認定こども園に関すること。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

第二十七条の二 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

第二十七条の三 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

第二十七条の四 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

第二十七条の五 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

(10)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係

⑦ 今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、公立の幼保連携型認定こども園も含め幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が所管することとした上で、教育委員会が一定の関与を行う仕組みを設けた趣旨を踏まえ、地方公共団体の長におかれては、教育委員会が有する、学校教育に関する専門的知見を活用し、幼保連携型認定こども園における学校教育の質の向上に努めていただきたいこと。

5. 公立職員への研修など(公布通知P. 31～32、33～34)

- 新制度においては、公立の幼保連携型認定こども園の園長・教員の任命権者は地方公共団体の長とされている。また、公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対しては、公立の幼稚園教員と同様に、採用の日から一年に満たない教諭等に対する研修及び十年経験者研修が適用され、指定都市以外の市町村にあっては当該市町村を包括する都道府県知事が実施することとされている。
- 一方で、公立幼稚園教員の研修は引き続き都道府県(もしくは指定都市)の教育委員会が実施主体となる。
- このように、同じ小学校就学前の公立学校である幼稚園と幼保連携型認定こども園において、研修の実施主体が都道府県内(指定都市内)で異なることから、学校教育に関する専門的知見を有する教育委員会と、都道府県知事(指定都市市長)が連携・協力し、研修の充実に努めていただきたい。
- この他、公立の幼保連携型認定こども園の園長・教員等について、教育公務員特例法の諸規定の適用がある。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

(3)教育公務員特例法の一部改正関係

- ① 公立の幼保連携型認定こども園について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正((10)参照)により、地方公共団体の長が所管することとされたことに伴い、その園長及び教員の任命権者も地方公共団体の長となること。なお、地方公共団体の長が第21条、第23条、第24条及び第25条の2並びに附則第4条、第5条及び第6条に規定する各種研修を実施するに当たっては、学校教育に関する専門的知見を有する教育委員会など関係機関・団体等と連携・協力等により、研修の充実に努められたいこと。
- ② 公立の幼保連携型認定こども園の保育教諭等に対する初任者研修及び十年経験者研修については、幼稚園と同様、指定都市以外の市町村にあっては当該市町村を包括する都道府県の知事が実施する等の特例が設けられていること。(附則第4条及び第5条関係)
- ③ この他、公立の幼保連携型認定こども園の園長及び教員等について、教育公務員特例法の諸規定の適用(兼職及び他の事業等の従事、教育公務員の政治的行為の制限など)があることに留意されたいこと。(第17条及び第18条等関係)

(10)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係

- ⑦ 今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、公立の幼保連携型認定こども園も含め幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が所管することとした上で、教育委員会が一定の関与を行う仕組みを設けた趣旨を踏まえ、地方公共団体の長におかれては、教育委員会が有する学校教育に関する専門的知見を活用し、幼保連携型認定こども園における学校教育の質の向上に努めていただきたいこと。

6. 施設に置かれる職員の免許・資格(公布通知P. 16、19、20～21)

(1) 保育教諭の免許・資格の併有

- 幼保連携型認定こども園に置くこととされている保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を併有することが原則とされている。
- 新制度の施行日から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの保有のみであっても、保育教諭等となることができる特例を設けている。
- あわせて、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を促進するため、これまでの保育所又は幼稚園における勤務経験を評価して、保有していない方の免許・資格の取得に必要な単位数等を軽減することとしている。その具体的要件について、現在文部科学省・厚生労働省において検討会を立ち上げて検討中であり、早ければ年度内にも対応策をとりまとめ、省令改正等を経て、実施を予定している。

(2) 教員免許更新制

- 保育教諭等については、その保有する幼稚園教諭免許状について、教員免許更新制が適用されることとなる。
- 新制度の施行から5年間は、幼保連携型認定こども園に勤務する、幼稚園教諭免許状を保有している保育士については、修了確認期限までに、更新講習を受講し、教育委員会による確認(「更新講習修了確認」)を受けていなくても、保育士資格があれば、保育教諭等となることができる。(幼稚園教諭免許状のみを有する場合は、修了確認期限までに、更新講習修了確認を受ける必要がある。)
- その他、教員免許更新制の適用に係る具体的な手続きや留意事項については別途周知する予定。

●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

3(3)④職員の資格(第15条関係)

- i) 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものでなければならないこととしたこと。(第15条第1項関係)

6(4)保育教諭等の資格の特例(附則第5条関係)

- ① 3の(3)の④のi)にかかわらず、施行日から起算して5年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、保育教諭等となることとされたこと。(附則第5条第1項関係)

- 7(3)幼保連携型認定こども園における保育教諭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものでなければならないものとしたことから、有する幼稚園教諭の普通免許状に基づき教員免許更新制が適用されることとなる。このため、各都道府県教育委員会及び幼保連携型認定こども園の設置者においては、保育教諭が円滑に免許状更新講習を受講し、及び都道府県教育委員会に必要な手続きを行うことができるよう必要な周知及び対応の準備をお願いしたいこと。なお、教員免許更新制の適用に係る具体的な手続きや留意事項については、別途周知する予定であること。

(参考資料)

○幼保連携型認定こども園は、現行制度では幼稚園と保育所の組み合わせであるが、新制度では学校及び児童福祉施設としての位置づけを持つ単一の施設となる。

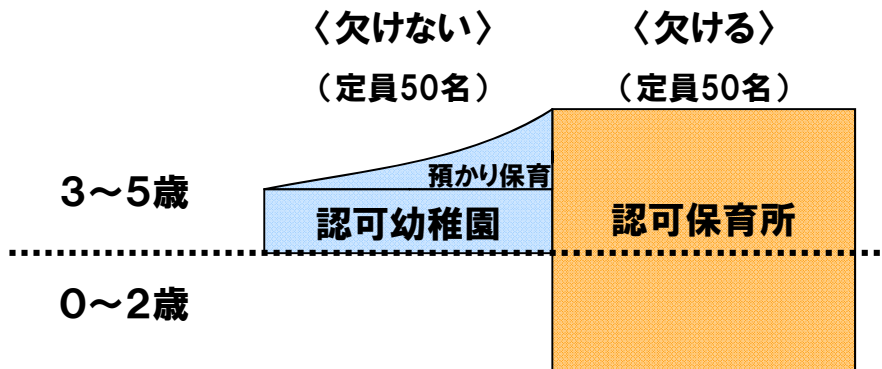
※定員についてはいずれも例示。(次頁も同じ)

※「欠けない」は「保育に欠けない子」、「欠ける」は「保育に欠ける子」の略。(次頁も同じ)

※なお、認定こども園になっていない幼稚園では、実質的に保育に欠ける子どもを受け入れている場合もある。

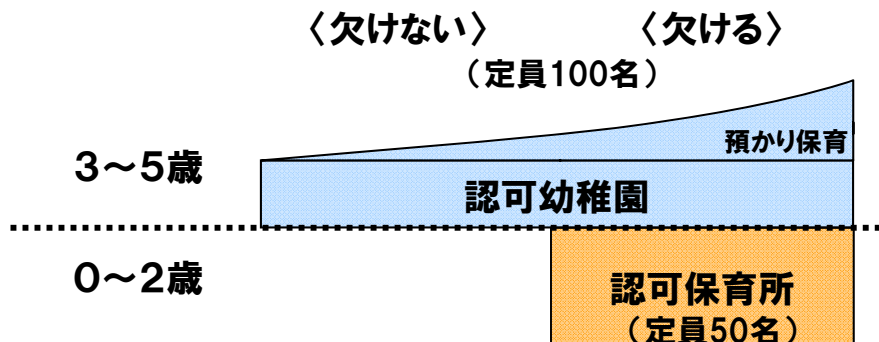
(現行)

●幼保連携型認定こども園：並列型



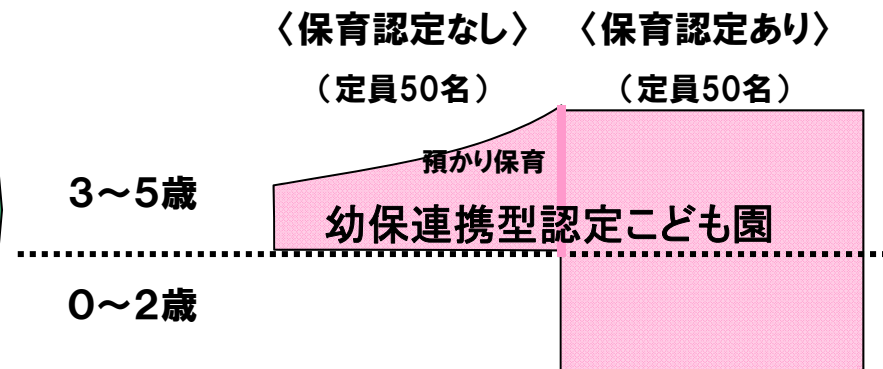
※0～2歳児の受け入れは必須ではない。

●幼保連携型認定こども園(接続型)



(新制度)

●新たな幼保連携型認定こども園



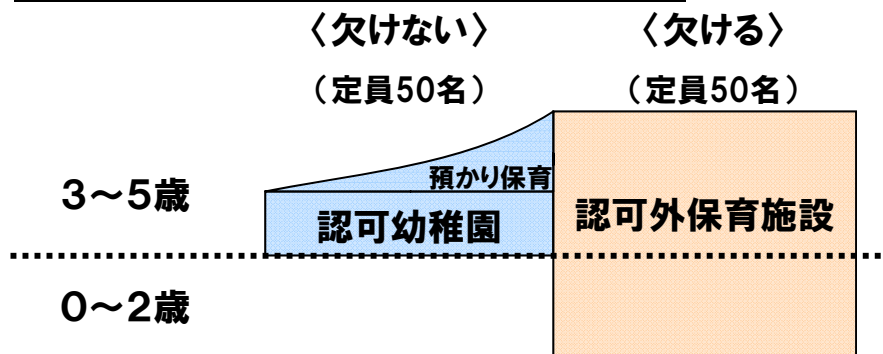
※0～2歳児の受け入れは必須ではない。

※保育認定なしの子どもの定員は必須ではない。

○幼保連携型認定こども園以外の3類型については、施設類型の変更なし。

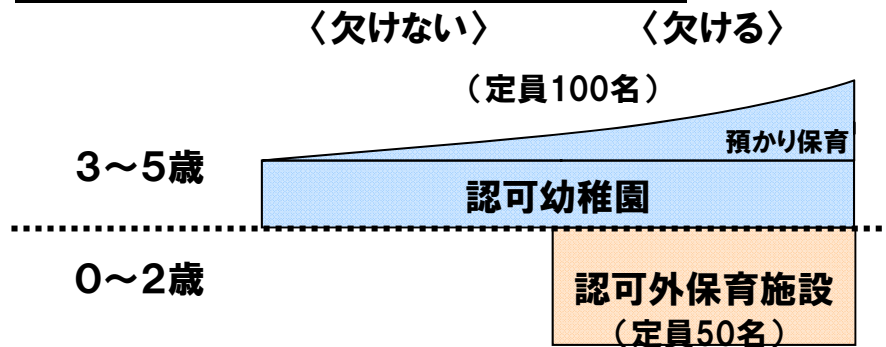
※下記はいずれも現行制度におけるイメージ。新制度では、「保育に欠けない」→「保育認定なし」、「保育に欠ける」→「保育認定あり」となる。

●幼稚園型認定こども園：並列型

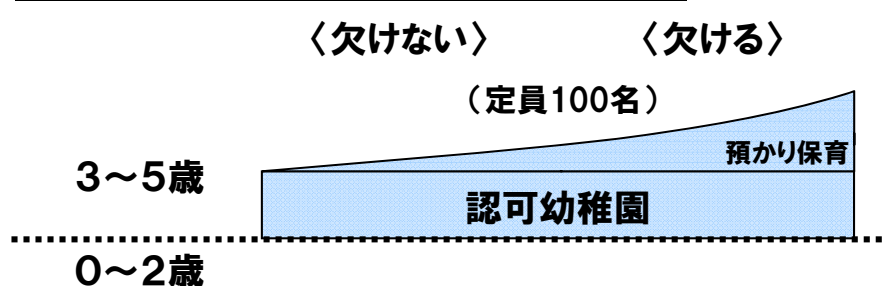


※0~2歳児の受け入れは必須ではない。

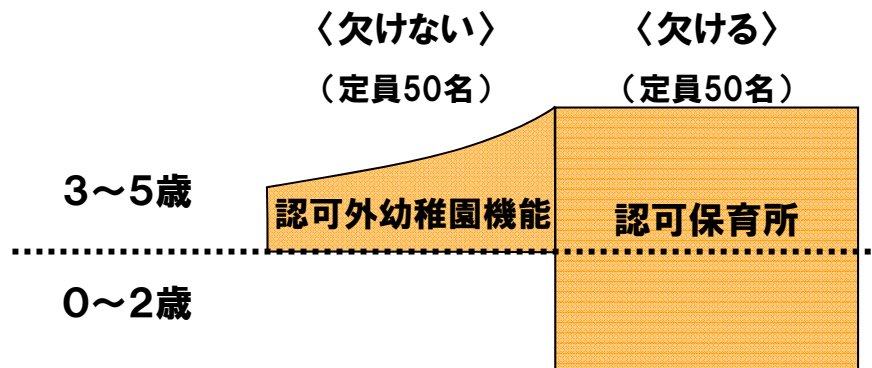
●幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：単独型



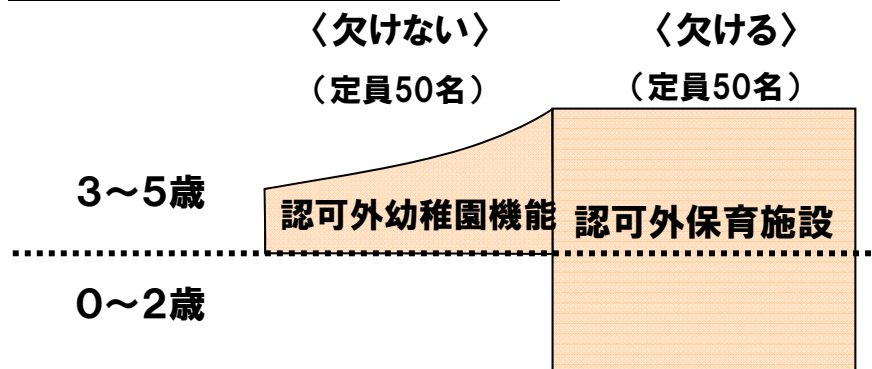
●保育所型認定こども園



※認可外幼稚園機能部分は施設として独立しているわけではなく、当該部分の定員は認可保育所において受け入れるもの。

※0~2歳児の受け入れは必須ではない。

●地方裁量型認定こども園

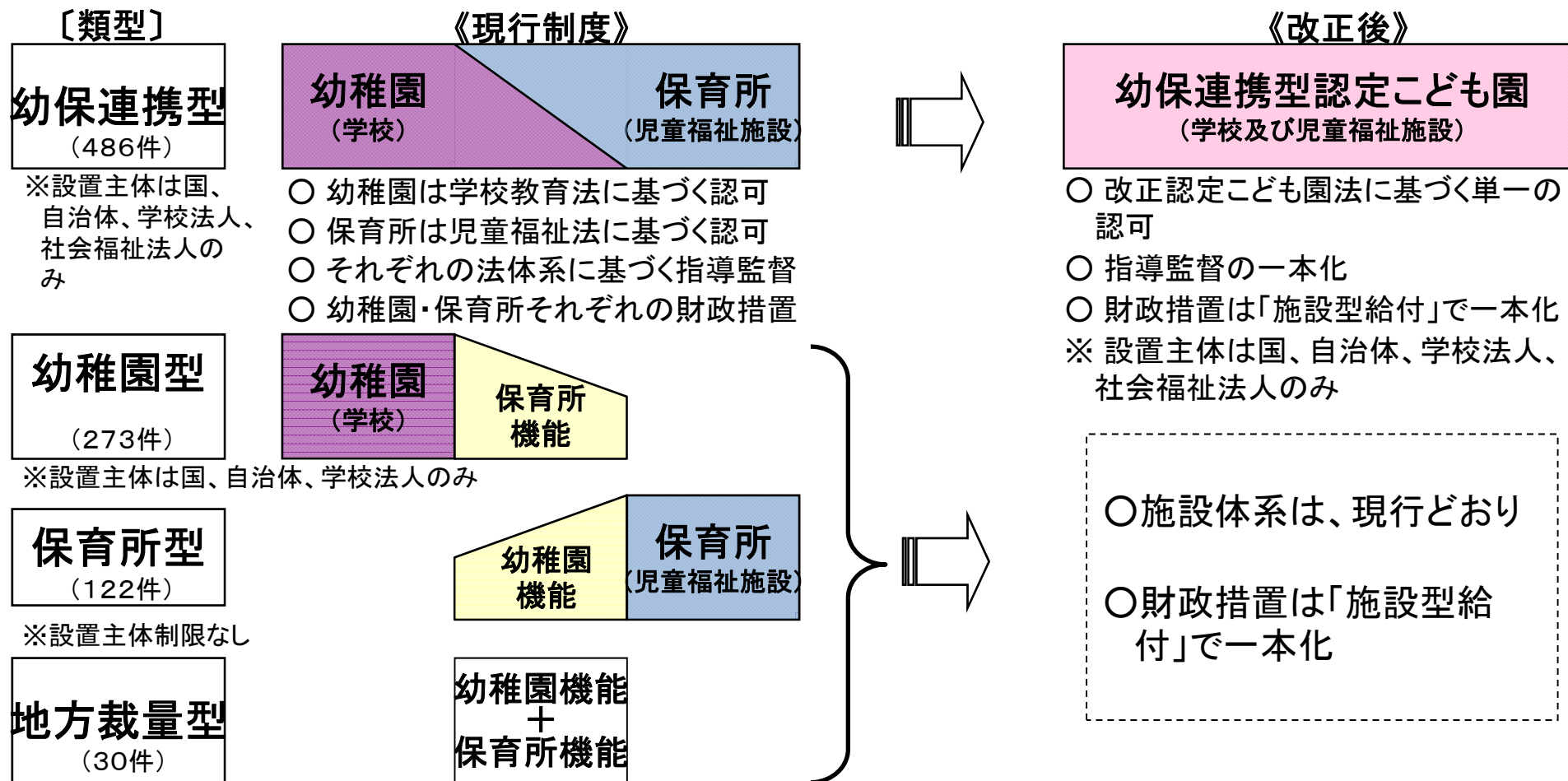


※認可外幼稚園機能部分は施設として独立しているわけではなく、当該部分の定員は認可外保育施設において受け入れるもの。

※0~2歳児の受け入れは必須ではない。

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保



（認定こども園の合計件数は911件（平成24年4月時点））

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

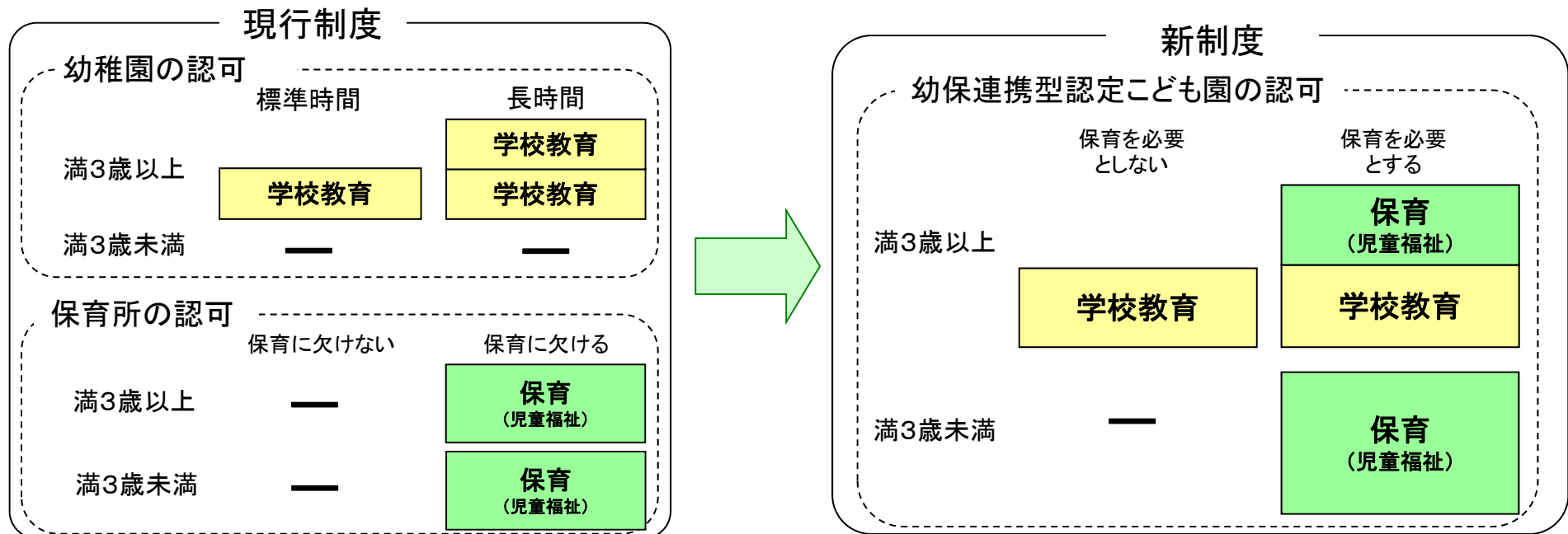
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。 (既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 ※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲（認可をする場合、市長はあらかじめ都道府県知事と協議） ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行うものとする。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）長は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

<現行制度>

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設 置できる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市 市長 【認定こども園】認定権者: 都道府県知事(又は教育委 員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能 負担)

<新制度>

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措 置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、 閉鎖命令、認可の取消し
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可 能

